

## Lesson

## 16 生命保険の税務

## 1 保険料を支払ったときの税務

(途中省略)

## ●生命保険料控除の区分 (平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等)

区 分	対象となる保険料	最高控除額
一般の 生命保険料控除	定期保険や終身保険、医療保険（入院により医療費を支払ったこと等に基因して保険金が受け取れるものも含む）の保険料	5 万円
個人年金 保険料控除	自分の老後のために個人年金保険に保険料を支払い、一定の要件（保険料払込期間 10 年以上など）を満たした保険料	5 万円

## ●生命保険料控除 (平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等) の速算表 (所得税)

年間支払保険料	控除額
25,000 円以下	支払金額全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払金額 $\times 1/2 + 12,500$ 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払金額 $\times 1/4 + 25,000$ 円
100,000 円超	一律 50,000 円

平成 22 年度の改正により、これまでの一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、新たに介護医療保険料控除が設けられました。ただし、いつ契約したかによって処理が異なりますので注意してください。

## ●生命保険料控除の区分 (平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等)

区 分	対象となる保険料	最高控除額
一般の 生命保険料控除	定期保険や終身保険、医療保険（入院により医療費を支払ったこと等に基因して保険金が受け取れるものも含む）の保険料	4 万円
個人年金 保険料控除	自分の老後のために個人年金保険に保険料を支払い、一定の要件（保険料払込期間 10 年以上など）を満たした保険料	4 万円
介護医療 保険料控除	医療費等の支払いに基因して保険金が支払われる保険契約の保険料	4 万円

## ●生命保険料控除 (平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等) の速算表 (所得税)

年間支払保険料	控除額
20,000 円以下	支払金額全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払金額 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払金額 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,000 円超	一律 40,000 円

\_\_\_\_\_部分が改正点です。